

第8期 決算公告

京セラ インダストリアルツールズ株式会社

貸 借 対 照 表

(2 0 2 5 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(15,177,459,764)	(負 債 の 部)	(9,730,149,395)
流 動 資 産	10,722,695,929	流 動 負 債	5,308,415,262
現 金 及 び 預 金	4,510,615,449	支 払 手 形	18,603,328
受 取 手 形	1,635,270	買 掛 金	2,869,683,393
売 掛 金	2,259,046,167	短 期 借 入 金	1,400,000,000
商 品 及 び 製 品	3,432,441,761	リ ー ス 債 務	1,364,880
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	25,476,480	未 払 金	263,696,521
前 払 費 用	11,704,909	未 払 費 用	111,053,613
未 収 入 金	480,916,567	未 払 法 人 税 等	21,666,600
そ の 他	859,326	未 払 消 費 税	56,866,100
		預 り 金	24,126,377
		賞 与 引 当 金	541,354,450
固 定 資 産	4,454,763,835	固 定 負 債	4,421,734,133
有 形 固 定 資 産	2,084,662,236	長 期 借 入 金	2,600,000,000
建 物	474,290,253	リ ー ス 債 務	1,364,880
構 築 物	3,794,825	長 期 預 り 保 証 金	158,304,911
機 械 及 び 装 置	218,679,960	繰 延 税 金 負 債	193,643,468
車 両 運 搬 具	9	退 職 給 付 引 当 金	1,296,797,557
工 具 、 器 具 及 び 備 品	302,160,944	資 産 除 去 債 務	171,623,317
土 地	1,068,860,000		
リ ー ス 資 産	2,481,600	(純 資 産 の 部)	(5,447,310,369)
建 設 仮 勘 定	14,394,645	株 主 資 本	5,447,310,369
無 形 固 定 資 産	132,934,874	資 本 金	100,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	132,934,874	資 本 剰 余 金	25,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産	2,237,166,725	資 本 準 備 金	25,000,000
投 資 有 価 証 券	133,063	利 益 剰 余 金	5,322,310,369
関 係 会 社 出 資 金	2,077,920,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,322,310,369
長 期 前 払 費 用	5,477,818	繰 越 利 益 剰 余 金	5,322,310,369
敷 金 保 証 金	153,135,844	(うち当期純利益)	(192,653,623)
そ の 他	3,228,075		
貸 倒 引 当 金	△ 2,728,075		
合 計	15,177,459,764	合 計	15,177,459,764

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

投資有価証券	時価のないもの 移動平均法による原価法
棚卸資産	評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
商品及び製品	最終仕入原価法
原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定額法
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンスリース取引を除きます） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により発生翌期から費用処理しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に電動工具の販売によるものであり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。ただし、国内における販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。